### No. 10

制度名	後期高齢者医療給付費負担金	主管課名	保健政策課・医療 福祉 G	
		問合せ先	029-301-3171	
目的・趣旨	75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害を有する者の適切な医療を確保する。			

### [対象団体]

茨城県後期高齢者医療広域連合

### [対象事業]

茨城県後期高齢者医療広域連合が行う医療の給付等

- (1)療養の給付(外来、入院、薬剤の支給等)
- (2)入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費の支給
- (3)療養費の支給(治療用装具、柔道整復、はり・きゅう、マッサージの施術に伴う費用等)
- (4)訪問看護療養費の支給

# 〔補助要件等〕

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費等から一部負担金等を除いた費用の うち公費負担割合分(50%)を国、県、市町村で負担する。(国:県:市町村=4:1:1)

## [対象経費]

対象事業に要する経費

### 〔補助限度額等〕

補助限度額なし

# [経費負担割合]

(性) 只是时日)						
区 分	国	県	市町村	その他		
	1/3	1/12	1/12	_		
〔令和5年度当初予算額〕	〔令和5年度補助対象団体〕					
27,026,077 千円	茨城県後期高齢者医療広域連合					
〔備考〕						